

資料 3

印鑑登録証明事務
について

印鑑登録証明事務について

制度の概要

- 趣旨
- ① 実印と印鑑登録証を所持する者は本人であるとする人格の同一性を確認する手段
- ② 実印の押捺された（当該実印の印影を有する）文書に印鑑登録証明書（当該実印の印影として市町村に登録されたものであることとを証する書類）を添付することによって、その文書が真正に成立していることを担保する手段として利用
- 利用目的
- 不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成といった業務において、法令の規定に基づき提出が義務づけられる
- 印鑑登録制度の根拠
- 各市町村の条例・規則・要綱
- 登録事項
- 印影、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、男女の別、住所

（「印鑑登録証明事務処理要領」「印鑑の登録および証明制度の合理化に関する報告」を基に作成）

現行における外国人の取扱いについて

- 市町村において外国人登録原票に登録されている外国人は、印鑑登録証明事務の対象となっている。このため、不法滞在者や90日以内の滞在者も、外国人登録原票に登録されている者は当該証明事務の対象となっている。

〈考え方〉

- 市町村における外国人情報の原簿である外国人登録原票に記載されている者については、当該市町村において行政証明を行うことができる。



今後の方向性(案)

- 外国人台帳制度の対象者について、在留カード交付対象者（90日を超えて適法に在留する外国人）とする場合には、外国人台帳制度の対象外となる短期滞在者などについては、従前と異なり印鑑登録証明の対象者ではなくなる。
- しかし、不動産の登記、自動車の登録など各種契約において、印鑑登録証明書の代わりに母国の公証人等及び駐日外国公館より発行されるサイン証明書を使用することができるとされている。
- 短期滞在者においては、サイン証明書により従来の印鑑登録証明書を代替させ、所要の活動を行うことが可能ではないか。

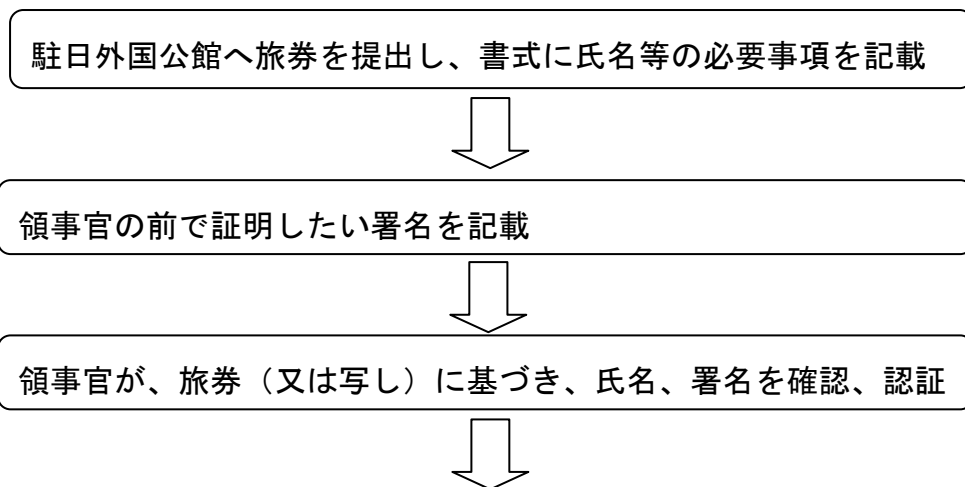
サイン 署名証明について

1. 趣旨

- ・ 領事館などの駐日外国公館は自国民に対する公証を行う事務を任務として負っており、駐日外国公館において、申請者の署名が真正であることを証明する署名証明などの行政証明を行っている。
- ・ 申請者の署名については、領事官の前で行うことで署名証明を行い、これを印鑑登録証明書の代替として使用することが可能とされている。

2. 交付手続

手続きについては概ね以下のとおり



署名証明は、不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成等において、印鑑登録証明に代わるものとして提出可能

(参 考) 手数料

中 国	3, 000円
韓 国	300円
フィリピン	3, 250円
米 国	30ドル

Foreign Service of the United States of America

JAPAN)
CITY OF TOKYO) SS:
EMBASSY OF THE UNITED STATES OF AMERICA)

I, _____,
born on _____ and presently
residing at _____

certify that the signature, which appears below, is, for all
intents and purposes, my true and correct signature.

Signature

I, _____, Consul
of the United States of America at Tokyo, Japan, duly
commissioned and qualified, do hereby certify that the above
named individual personally appeared before me and, having
identified himself/herself to be the person described herein,
affixed his/her signature to the above statement in my presence
on this _____ day of _____, A.D. _____.

Consul of the United States of America at Tokyo, Japan

適法な在留者に係る在留期間と活用される主な行政サービス

不法滞在者へのサービス提供の有無及び滞在期間別のサービス提供の有無について、
 ◎…行政サービスが提供される
 ○…基本的に行政サービスが提供される
 ×…基本的に行政サービスは提供されない

(東京都23特別区より6区を抽出調査)

主な行政サービス	外国人登録の要否	不法滞在者	在留期間別のサービス提供の有無		備考
			90日以内	90日を超える ～1年未満 1年以上	
○ 住民に対する行政サービス					
国民健康保険 (国民健康保険法)	必要	×	×	○※	※ 1年以上在留すると認められる場合、サービス提供
後期高齢者医療 (高齢者の医療の確保に関する法律)	必要	×	×	○※	※ 1年以上在留すると認められる場合、サービス提供
介護保険 (介護保険法)	必要	×	×	○※	※ 1年以上在留すると認められる場合、サービス提供
国民年金 (国民年金法)	必要	×	◎	◎	
児童手当 (児童手当法)	必要	×	×	○	「興行」と「短期滞在」は除く
○ 各法において、人道的見地などにより外国人登録の有無に係わらず提供されるサービス例					
行旅病人 (行旅病人及行旅死亡人取扱法)	不要	○	○	○	居住していない者を対象
結核予防 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	不要	◎	◎	◎	在留期間を問わず居住している者
○ 市町村独自のサービス					
印鑑登録証明	必要	◎	◎	◎	各国においてサイン証明の制度あり
図書館貸出	必要	×	◎	◎	

※ 各種行政サービスのうち主要なものについては、90日を超える者をサービス提供の対象としていることが多い。